

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

串間市告示第 82 号
平成28年12月28日

串間市長 野 辺 修 光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

千野地区

（上千野、中千野、下千野地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人

25経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地
中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は早期水稻をベースに施設野菜（きゅうり）、施設野菜（マンゴー、日向夏、
金柑）、露地野菜（ごぼう）、畜産（肉用牛）の複合経営が行われている。その中で、
「今後中心となる経営体」については25経営体（うち認定農業者10経営体）が農
業経営を展開しているが、「農地提供等農業者」は10経営体となっている。

また、本地区には集落営農組織である「千野農用地利用改善団体」が存在しており、
集落営農ビジョンに基づく農地の相談窓口の設置のほか、農作業受託体制の整備につ
いて検討を進めている。

このため、千野農用地利用改善団体を中心として、今後中心となる経営体と連携を
図りながら、地区内農地の適正な管理・耕作を行いながら農業振興を図る。（農地提供
等農業者については集落営農組織の一員として活動に参画）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

串間市告示第 82 号

平成 28 年 1 2 月 28 日

串間市長 野 辺 修 光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

あさばた地区

（初田、田渕、谷ノ口）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 1 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人

22 経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は早期水稻をベースに施設野菜（きゅうり）、施設果樹（きんかん、日向夏）、畜産（肉用牛、養豚）の複合経営が行われている。その中で、「今後中心となる経営体」については22経営体が農業経営を展開しており、「農地提供等農業者」は3経営体となっている。

また、本地区には集落営農組織である「あさばた地区農用地利用改善団体」が存在しており、農地の相談窓口の設置のほか、農作業受委託のあっせん、新規作物の試験栽培に取り組むとともに、平成25年度からは鳥獣害対策を実施してきている。

このため、あさばた地区農用地利用改善団体を中心として、今後中心となる経営体と連携を図りながら、地区内農地の適正な管理・耕作を行うとともに新規作物導入や6次産業化による農家所得の向上及び農業振興を図る。（農地提供等農業者については集落営農組織の一員として活動に参画）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

串間市告示第82号
平成28年12月28日

串間市長 野 辺 修 光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

清水・園田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 17経営体、法人 1経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地
中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は畑作を中心に、食用甘藷を基幹作物として、畜産（乳牛）、茶、葉たばこ、
ごぼう、水稻といった複合経営が行われている。その中で、「今後中心となる経営体」
については17経営体が農業経営を展開しているが、地区内農業者の高齢化及び後継
者不足により「近い将来農地の出し手となる農業者」については3経営体となってい
る。

本地区では、中心となる経営体を中心とした話し合いにより、地区内の「人・農地」
についての話し合い活動を進めながら、今後中心となる経営体と連携を図るとともに、
地区内農地の適正な管理・耕作を行う。（その他の農業者については、地域の担い手と
して農業振興に寄与する）

地区内農地の適正な管理・耕作を行うとともに、農作業の効率化を図ることを目的
に農地中間管理事業を活用し、地域の担い手となる農業者の農地の集積・連担化を図
る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

串間市告示第82号

平成28年12月28日

串間市長 野 辺 修 光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

市木地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人

21経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地
中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は早期水稻をベースにオクラ、ゴボウの複合経営が行われている。その中で、
「今後中心となる経営体」については、21経営体が農業経営を展開しているが、地
区内農業者の高齢化及び後継者不足により「農地提供等農業者（25経営体）」となっ
ている。

本地区については、現在、集落営農組織である農用地利用改善団体の設立に向け、
集落営農組織設立検討委員等を設置しており、この検討委員等を中心に地区内の「人
・農地」についての話し合い活動を進めながら、今後中心となる経営体と連携を図る
とともに、地区内農地の適正な管理・耕作を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

串間市告示第82号

平成28年12月28日

串間市長 野 辺 修



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平原・西ノ園地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人

2経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は畑作を中心に、食用甘藷を基幹作物として、畜産（乳牛）、施設果樹、水稻といった複合経営が行われている。その中で、「今後中心となる経営体」については2経営体が農業経営を展開しており、地区内農業者の高齢化及び後継者不足により、今後、近い将来農地の出し手となる農業者が増加する可能性がある。

本地区では、中心となる経営体を中心とした話し合いにより、地区内の「人・農地」についての話し合い活動を進めながら、今後中心となる経営体と連携を図るとともに、地区内農地の適正な管理・耕作を行う。（その他の農業者については、地域の担い手として農業振興に寄与する）

地区内農地の適正な管理・耕作を行うとともに、農作業の効率化を図ることを目的に農地中間管理事業を活用し、地域の担い手となる農業者の農地の集積・連担化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

串間市告示第82号

平成28年12月28日

串間市長 野 辺 修 光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

秋山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人	14経営体
法人	2経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地
中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は早期水稻をベースに施設野菜（ピーマン、きゅうり）、露地野菜（水田ごぼ
う、食用甘藷）、施設果樹（不知火）茶、畜産（肉用牛、養鶏、酪農）の複合経営が行
われている。その中で、「今後中心となる経営体」については16経営体（うち法人：
2法人）が農業経営を展開しているが、「農地提供等農業者」は12経営体）となっ
ている。

また、本地区には集落営農組織である「秋山地区地区農用地利用改善団体」が存在
しており、農地の相談窓口の設置のほか、農作業受委託の体制づくりや鳥獣害対策の
検討について取り組みを進めてきている。

このため、秋山地区農用地利用改善団体を中心として、今後中心となる経営体と連
携を図りながら、地区内農地の適正な管理・耕作を行うとともに農家所得の向上及び
農業振興を図る。（農地提供等農業者については集落営農組織の一員として活動に参画）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

串間市告示第82号

平成28年12月28日

串間市長 野 辺 修 光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

徳山・小山・白坂・石木田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人	13経営体
法人	1経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地
中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、食用甘藷を基幹作物として、茶、水稻、施設果樹を取り入れた複合経営
も行われている。その中で、「今後の地域の中心となる経営体」については14経営体
が農業経営を展開しており、地区内農業者の高齢化及び後継者不足により、「近い将来
農地の出し手となる農業者」が6経営体となっている。

本地区では、中心となる経営体を中心とした話し合いにより、地区内の「人・農地」
についての話し合い活動を進めながら、今後中心となる経営体と連携を図るとともに、
地区内農地の適正な管理・耕作を行う。（その他の農業者については、地域の担い手と
して農業振興に寄与する）

地区内農地の適正な管理・耕作を行うとともに、農作業の効率化を図ることを目的
に農地中間管理事業を活用し、地域の担い手となる農業者の農地の集積・連担化を図
る。